

事例報告登録研修支援制度についてお知らせ

2023年3月18日

一社) 奈良県作業療法士会
教育部長 木納潤一

奈良県作業療法士の教育部では、事例報告登録支援制度という取り組みをしております。この制度は、会員の皆様が、事例登録 (MTDLP)、臨床実践報告書、学会抄録などを作成する際、奈良県内の認定 OT から指導をもらえるよう、教育部が仲介する制度です。この制度を新たに整備しましたので、以下にご報告いたします。

事例報告登録研修支援制度についてこれまでの歩み (奈良県作業療法士会)

奈良県作業療法士会 (以下、奈良県士会) では、2013 年から『事例報告登録研修支援制度』を続けてきました。この制度は、OT 協会が 2008 年に始めた“事例登録制度”に対応して、奈良県士会が独自に作った制度です。当時の奈良県士会会員は、会員数 300 名くらいで、1 人職場や先輩がいない職場で働く会員が多くいました。事例をまとめることに不慣れな方が多かったため、奈良県内の認定 OT が事例をまとめるサポートをする制度を始めたことがきっかけです。これまでに、事例登録 1 名、学会発表 2 名をサポートした実績があります。

認定作業療法士を取得に関する要件の変更 (日本作業療法士協会)

これまで、認定 OT 取得には、必須研修の受講・基礎ポイント 50P に加え、①OT 関連の学会発表 2 演題と②事例登録 1 例が必要でした。ところが、2019 年に日本作業療法士協会 (以下、OT 協会) の事例登録制度が休止となってしまいました。その代わりに②の要件は、『臨床実践報告 5 例』となりました (OT 協会誌 2023 年 2 月号参照)。

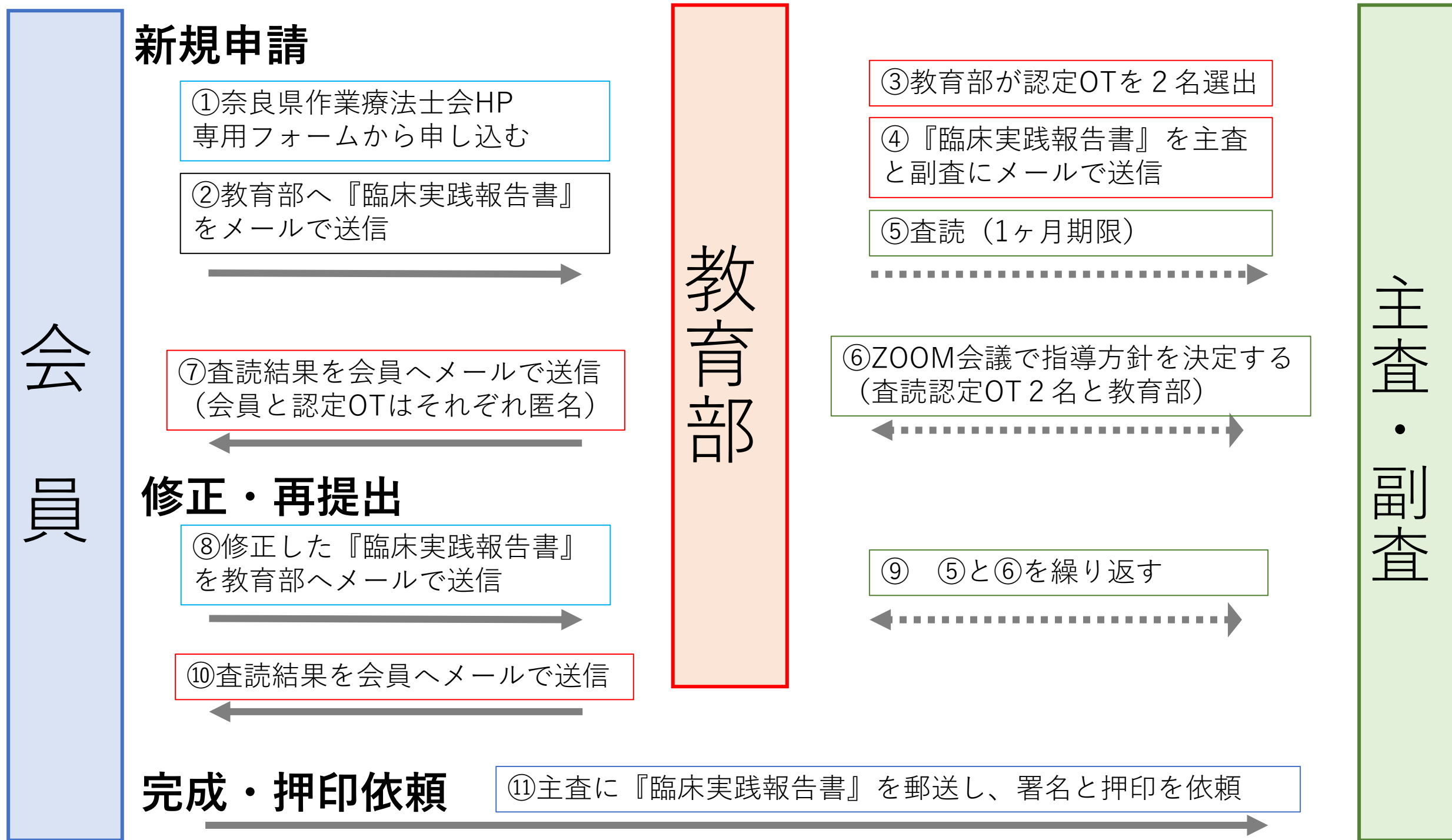
『臨床実践報告書』について

臨床実践報告書は、事例登録よりも記載する項目が少なく、必要な文字数も少ない書類です。事例登録制度では、OT 協会が選定した 2 名の査読者が書類を確認するため、合格へのハードルが高く、会員が事例をまとめる能力や作業療法の質を高める制度として、非常に重要な役割を担っていました。臨床実践報告書は、認定作業療法士 1 名に指導をもらって書類を完成させ、認定 OT 取得申請の際に、OT 協会へ提出することになっており、必ずしも査読は必要のない書類となっています。

『事例報告登録研修支援制度』の新たなカタチ (奈良県作業療法士会のとりのくみ)

奈良県士会 (教育部) では、これまで取り組んできた『事例報告登録研修支援制度』を継続することとし、新たに『臨床実践報告書』の作成を奈良県内の認定 OT がサポートできるよう、制度のカタチを改編することにしました。制度の内容につきましては、下図をご参照ください。なお、この制度では会員が作成した臨床実践報告書の質を担保するために、奈良県内の認定 OT が査読者を担うため、臨床実践報告書の完成に至るまでには一定のハードルが設けられることとなります。また、奈良県士会会員がこの制度を利用することは義務ではありません。一つの選択肢としてご利用ください。しかしながら、奈良県士会 (教育部) は、奈良県士会会員の皆様が日々努力されている臨床実践を、より学術的で磨き抜かれた報告書になるよう、サポートして参りますので、是非ともこの制度をご利用ください。

奈良県士会 事例報告登録研修支援制度の流れ



『臨床実践報告書』における査読項目

審査項目	判定 ○×
1. 匿名性は守られているか	
2. 文字数は守られているか	
3. 作業療法の過程が適切か	
4. 評価に基づき合意した目標に対して、経過、結果、考察は適切かつ論理的か	
5. 内容が伝わりやすいか	
6. 認定作業療法士の臨床実践報告として相応しいか	

【奈良県士会HP】 事例報告登録研修支援制度 申込フォーム	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScWjc8dfTpfEFRdIZffgCQvpl5NPBV53NJ0Lwn0dpmUuwfwhg/viewform
【OT協会】 臨床実践報告書について	https://www.jaot.or.jp/continuing_education/rinshoujissenho/ukokusyo/ こちらから臨床実践報告書の①見本・②書式・③同意書・④説明文書・⑤誓約書をダウンロードできます。
お問い合わせ	E-mail : nara.ot.kyoikubu@gmail.com